

平成26年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

平成26年度川越市食品衛生監視指導計画（案）につきまして、平成26年2月1日から3月2日までの間ご意見を募集したところ、2名（1個人、1団体）の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1		<p>去年は、食品表示の件で不祥事事件がありました。改ざんや表示のすり替え等の事例があったが、川越市として、もう少し厳しく監視をしてもらい、表示に間違いがあれば、指導・助言などを行うべきですが、川越市としてはどのように行っていくのでしょうか？</p>	<p>15ページの「2重点監視事項(4)適正な食品表示への対策」に記載しておりますが、食品等事業者に対し、食品衛生法に基づいた適正な食品表示を行うよう監視指導してまいります。また、他の法令が定める表示規制については関係機関に情報提供を行い、適正表示に努めます。</p>
2	全体	<p>意見募集の開始を早めてください。平成26年度計画案は3月初めまで意見募集が行われます。新年度に向けての準備期間として、短いのではと心配しております。食品の安全確保は川越市にとって重要な施策の一つです。予算的措置を含む充実した施策の検討計画、十分な意見募集の期間と透明性の高いプロセスを確保する上から、素案の公表を12月上旬までに行い、市民の意見募集を行うようお願いいたします。</p>	<p>日々変化する食品をめぐる状況を、極力監視指導計画に反映させるため、この時期としております。</p>
3	第3 監視指導の実施体制等に関する事項	<p>平成24年度の監視指導計画の実施結果を見ますと、川越市内の対象施設は6,651件あり、監視施設は5,764件だったということです。監視指導を行わなかったところは、どのようにして監視指導をしていく予定なのでしょう。計画を教えてください。他県で、多数の食中毒患者を出した施設では、衛生管理が行き届いていなかったと報道されていました。川越市では、このようなことがないように監視指導を行ってください。</p>	<p>17ページの「3施設への立ち入り検査(2)重点監視業種及び監視階数」に記載しておりますが、本市では重要度の高い業種(施設)をA～Fの6ランクに分類し監視を実施しております。監視指導を実施しなかった施設に対しては、次年度以降に監視を実施する等し、対応しております。</p>
4	3 消費者庁との連携	<p>食材虚偽表示問題を受け、国の政策にも動きがあるようです。川越市でもますますの関係部局との連携を市民は期待しています。また、関係部局職員は、日々学習を行い、的確で迅速な対応ができるようにしてください。</p>	<p>食材虚偽表示等、他の法令が定める表示規制については関係機関に情報提供を行い、適正表示に努めます。</p>
5	1 共通監視事項	<p>食品の偽装表示問題は、昨年大問題になりました。この計画案には共通監視事項として、「食品等の適正表示」があげられています。ぜひDNA鑑定調査を行い、産地や畜種などの情報が適正に表示されているかどうか積極的に検査してください。</p>	<p>食品等事業者に対し、食品衛生法に基づく適正な食品表示を行うよう監視指導してまいります。また、食品の偽装表示等、他の法令が定める表示規制については関係機関に情報提供を行い、適正表示に努めます。</p>
6	2 重点的監視事項(2)一斉監視指導の実施	<p>観光地、イベントの開催場所等における飲食店や土産物店を対象に、衛生指導の実施が述べられています。ぜひ、そこで働くすべての人に食中毒防止の重要性を指導してください。また、消費者にも屋外などで十分に手洗いができない場合の行動や、飲食の前の手洗い等の必要性を伝えてください。</p>	<p>観光地、イベント開催会場については、一斉監視指導を実施しており、その際に従事者に対して食中毒防止を含めた衛生指導を行っております。また、市民に対しては、夏期に実施する食中毒予防キャンペーン、川越市健康まつり等で、感染症予防の面も含め、手洗いの重要性等の普及啓発を行ってまいります。</p>

7	第4 監視指導計画	2 重点的監視事項(3)食中毒病因物質別対策	最近、ノロウイルスによる集団食中毒が何件もおきています。調理従事者の健康管理等は当然ですが、施設の衛生管理の徹底等、一年を通して監視指導を行ってください。また、ノロウイルスは非常に感染力が高いため、二次感染にも注意が必要です。その際いろいろな経路が考えられるので、不特定多数の人が利用する場所や、食事をすることができる施設を持ったあらゆる所の手洗い場、液体せっけんを常備することの協力を呼び掛けてください。	ご指摘のとおり、近年、ノロウイルスを起因とする食中毒、感染症が多発しております。近年の傾向としては、食品取扱者を介したノロウイルスによる食中毒事例が増加しています。ノロウイルスに限らず、その他の食中毒の予防のため、食品等事業者に対しては、あらゆる機会を利用し、手洗い、食品取扱者の健康管理及びその家族の健康状態の把握、十分な加熱、施設の衛生管理等について指導を行います。また、市民に対しては、ホームページや食品衛生出前講座等を利用し、手洗いの重要性等の普及啓発を図ってまいります。
8			川越市では、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜の生食についても予防対策を講じていることは評価するところです。しかし、ホームページやグルメ紹介雑誌には新鮮だとうたい、鶏たたき等を扱っていることをセールスポイントにしている店が見受けられ、一方通行のように感じます。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用する機会はたいへん多く、また、店が堂々とPRしていれば安心して食べてしまいます。このような事実を踏まえ、さらに厳しい監視指導を行ってください。さらに、その施設で働くすべての人へ正しい知識の指導を引き続き行ってください。	規格基準が設けられていない鶏及び豚等、牛以外の獣畜の生食については、腸管出血性大腸菌O157やカンピロバクター、E型肝炎ウイルスによる食中毒のリスクが高いことから、引き続きこれらの提供施設の把握に努めるとともに、提供を控えるよう指導を行ってまいります。また、施設の従事者に対しては、食品衛生責任者実務講習会や食品衛生出前講座を利用し、指導を行ってまいります。
9		2 重点的監視事項(4)適正な食品表示への対策	アレルギー物質表示の周知徹底を図ること、混入防止についての監視指導を期待しております。さらに、小規模な製造者や販売者も、従来通りの確認や指導に加え、アレルギーの基本的なことについても学習してもらい、表示の重要性を再確認できるよう指導してください。消費者にとって危害防止の観点だけでなく、精神的なフォローにもつながるのではと考えられます。	アレルギー表示につきましては、食中毒予防衛生講習会や、食品衛生責任者に対する実務講習会等を利用することにより、食品等事業者が、アレルギー表示に対し、基本的なものから新しい知見まで習得できるよう努めるとともに、施設の規模の大小にかかわらず、引き続き監視指導を行ってまいります。
10	第6 食中毒等健康危害発生時の対応		冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品テロ、フードディフェンスの仕組みの確立が急務だと思われれます。危害防止対策や監視指導の計画を早急に立ててください。もし、健康被害を訴える人や疑わしい食品が見つかった場合は食品テロを疑い、速やかに検査を行ってください。そして、結果や対策を広く市民に広報してください。また、現在の食品の流通状況を考えると、狭い範囲内だけの対策では不十分です。県内、隣接県と広範囲において情報の一元化を行い、広報できるようなシステムを構築してください。	事件性が疑われる場合は、警察と連携を図ってまいります。また、他自治体との情報交換等も行い、連携して対応してまいります。上記内容につきましては、次のとおり文言の追加を行います。 【原案】 1 食中毒等健康被害発生時の原因究明 本市保健所は、医師や患者等からの通報に基づき、患者の症状や喫食状況の調査を適切に行うとともに、食品、検便等の検査結果をもとに、関係部局と緊密な連携を図り、迅速な原因究明を行います。 【変更後】 1 食中毒等健康被害発生時の原因究明 本市保健所は、医師や患者等からの通報に基づき、患者の症状や喫食状況の調査を適切に行うとともに、食品、検便等の検査結果をもとに、関係部局と緊密な連携を図り、迅速な原因究明を行います。 なお、事件性が疑われる場合は、警察と連携を図ってまいります。
11	第7 食品等事業者の自主的衛生管理	3 製造者及び加工者に対するHACCP導入の推進	中小規模施設でのHACCPの推進は、行政の指導や助言なしには進みません。中小規模の多い川越市での衛生管理向上のためにも、積極的な指導をお願いします。	施設の規模にかかわらず、HACCPの概念を取り入れた自主管理体制を推進することは衛生の向上の観点から有効と考えております。監視指導の際には、それぞれの施設に応じた助言をしてまいりたいと考えております。